

鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則の運用内規

- 1 選択科目を履修しようとする者は、定められた日までに受講届を学生課教務係へ提出しなければならない。
- 2 選択科目の履修を取りやめようとする者は、定められた期限までに、別紙様式受講辞退届を学生課教務係へ提出しなければならない。
- 3 受講辞退届の提出された科目は開講時にさかのぼって履修しなかったものとして取り扱う。
- 4 学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則（以下「規則」という。）第1条第3項に規定する定期試験を実施しなくてもよい科目は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 卒業研究
 - (2) 実験、実習、設計、製図、演習、体育、その他実技を伴う科目
 - (3) 時間割外の科目
 - (4) 上記のほか、各学科又は一般教育科からの要請により、教務委員会が認めた科目
- 5 前項の規定により定期試験を実施しなくてもよい科目は、別表第1のとおりとする。
- 6 100点法で評価しない科目は、定期試験を実施しない。
- 7 規則第2条に規定する追試験を受けようとする者は、定期試験終了日の翌日までに別紙様式の追試験願を学生課教務係へ提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 8 追試験の点数は得点の8割とする。追試験を受けることが許可されなかった者の当該試験の点数は0点とする。ただし、以下の場合については得点の10割とする。
 - (1) 出校停止などの法定伝染病
 - (2) インターハイあるいは国体など県を代表して出場する全国大会
 - (3) その他教務委員会で認めたもの
- 9 追試験を受けることができない特別な事情がある者については、校長の許可を受け、見込点により、学期の成績を評価することができる。ただし、見込点は、70点以下とする。
- 10 規則第4条第2項に規定する100点法で評価しない科目は、次表のとおりとする。

一般科目	機械工学科 専門科目	電気電子工学科 専門科目	電子制御工学科 専門科目	情報工学科 専門科目	都市環境デザイン工学科 専門科目
	工場実習	工場実習	工場実習	工場実習	工場実習

- 11 規則第5条第3項の規定の適用において、前学期の成績が不可であった科目の成績を学年末に再評価することが適当と認められる場合には、60点を限度として再評価できるものとする。
- 12 規則第8条第3項に規定する再履修を免除できる科目は、次の各号のとおりとする。
ただし、卒業研究の再履修は免除しない。
- (1) 第4学年と第5学年で修得した科目のうち、評価が70点以上である科目
 - (2) 一般科目のB群科目のうち、修得した科目
 - (3) 第4学年と第5学年の実験、実習、設計、製図、体育に関する科目のうち、修得した科目
 - (4) 第4学年と第5学年の時間割外の科目のうち、修得した科目
 - (5) 上記のほか、各学科又は一般教育科からの要請により、教務委員会が審議し、校長が認めた科目のうち、修得した科目
- 13 前項第2号から第5号までの規定により、再履修を免除できる科目は、別表第2のとおりとする。
- 14 前項に定める科目の再履修の免除を希望する者は、定められた日までに別紙様式の再履修免除願を学生課教務係へ提出しなければならない。
- 15 校長の承認を得た次の各号の事由による欠課は、公欠とする。
- (1) 鹿児島工業高等専門学校学則第24条の規定による欠課
 - (2) 授業中の負傷による治療のための欠課
 - (3) 交通機関の事故による欠課
 - (4) 教育課程、就職試験等に関する試験を受験するための欠課
 - (5) 文化活動、体育活動として学校又は地方公共団体を代表して参加するための欠課
 - ① 高専体育大会、国民体育大会、高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟、学生連盟主催の大会及びその関連大会
 - ② 文化系部活動も①に準じて、年間に2回の公欠が認められる。
 - ③ その他学生主事が公欠と認めたもの
 - (6) 学会で研究発表をし、又は連名者が研究発表する学会に参加するための欠課
 - (7) 卒研等において研究機関先等で研究調査等を行うための欠課。ただし、事前に研究

調査計画書が提出され、教務主事が公欠と認めたもの

(8) 上記のほか、学習・教育到達目標の趣旨に沿うものとして教務主事が公欠と認めたもの

16 前項による欠課は、別紙様式の公欠届を学生課教務係へ提出しなければならない。

17 規則第3条第1項に規定する出席時数の計算において、忌引及び公欠は欠課に算入しない。なお、規則第10条第7号に規定する特別活動の出席時数の計算においても、本項を準用する。

18 規則第3条第1項に規定する出席時数が所定の授業時数の5分の4以上の科目の定義は、次のとおりとする。

(1) 履修単位及び学修単位講義Ⅰの科目については、当該科目の実際の授業時数が1単位当たり30単位時間未満の場合には、実際の授業時数にかかわらず、欠課時数が1単位当たり6単位時間を超えない科目

(2) 学修単位講義Ⅱの科目については、当該科目の実際の授業時数が1単位当たり15単位時間未満の場合は、実際の授業時数にかかわらず、欠課時数が1単位あたり3単位時間を超えない科目

(3) 当該科目の実際の授業時数が1単位当たりの所定の単位時間（履修単位及び学修単位講義Ⅰの科目については30単位時間、学修単位講義Ⅱの科目については15単位時間）以上の場合には、欠課時数が実際の授業時数の5分の1を超えない科目、この場合の欠課時数の算定において、1単位時間に満たない端数を生じたときは、その端数は切り上げる。

19 規則第10条第1号及び規則第11条第1号に規定する出席日数の計算においては、忌引及び公欠による欠課は出席したものとみなし、次式により算出する。

ただし、除算の端数は切り捨てるものとする。

「出席日数」＝「出席すべき日数」－（「欠課時数」－「忌引時数」－「公欠時数」）÷7

ただし、各項の定義は以下のとおりである。

「出席すべき日数」：規則第12条に規定する日数

「欠課時数」：受講した科目の欠課時数の合計＋特別活動の欠課時数

＋特別活動を除く学校行事の欠課時数

「忌引時数」：忌引による欠課時数

「公欠時数」：公欠による欠課時数

20 規則第9条に規定する審議にあたって、次の各号のいずれかに該当する者は、第5学

年の課程修了を認定しないものとする。

- (1) 規則第 11 条第 1 号の規定を満たしていない者
- (2) 規則第 11 条第 2 号の規定を満たしていない者

21 規則第 11 条第 3 号に定める学科が指定する科目は次のとおりとする。

平成 27 年度以降入学

一般科目	機械工学科 専門科目	電気電子工学科 専門科目	電子制御工学科 専門科目	情報工学科 専門科目	都市環境デザイン工学科 専門科目

平成 26 年度以前入学

一般科目	機械工学科 専門科目	電気電子工学科 専門科目	電子制御工学科 専門科目	情報工学科 専門科目	都市環境デザイン工学科 専門科目
	A 群の修得 単位の累計 が, 37 単位 以上のもの				

22 再試験は前学年における不可の科目について行う。

23 再試験を実施する科目の未修得者は全員再試験の該当者とし、科目担当教員の指示を受けるものとする。

24 規則第 16 条第 2 項に規定する再試験を行わなくてもよい科目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 実験、実習、設計、製図、演習、体育、その他実技を伴う科目
- (2) 時間割外の科目
- (3) 上記のほか、各学科又は一般教育科からの要請により、教務委員会が認めた科目

25 前項の規定により再試験を行わない科目は、別表第 3 のとおりとする。

26 再試験は、11 月中旬までに 1 回行い、科目担当教員が必要と認めた場合は不合格者に対して、更に 2 月上旬までに 1 回行うことができる。

27 再試験の可否の結果は、定められた日までに科目担当教員から学生課教務係に通知し、単位修得の可否を教務委員会において確認する。

28 病気等を理由とした長期欠席により、規則第3条第1項に規定する出席時数が満たされない科目については、教務委員会における審議を経て、その科目の評価を行うことができる。

附 則

- 1 この内規は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成9年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学、転入学または再入学する者は、改正後の第5項、第10項、第13項、第20項、第24項の規定にかかわらず、別に定める。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年12月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

2 土木工学科は、在学する者が当該学科に在学しなくなる日（平成 26 年 3 月 31 日）において廃止するものとする。

附 則

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。